同部群馬県中古自動車販売政治連盟のうち1中
「収入総額　2,045,478」を
「前年繰越額　1,655,284」
「収入総額　2,045,287」に改め、
「前年繰越額　1,655,093」
同部全国すし商団体政治連盟のうち2中
「支出総額　2,356,880」を
「支出総額　2,357,880」に改め、
同部全国すし商団体政治連盟のうち4中
「経常経費　1,736,880」を
「経常経費　1,737,880」に改め、
「事務所費　606,780」を
「事務所費　607,780」に改め、
同部三ツ矢憲生東京後援会のうち3中
「三ツ矢憲生君を励ます会　16,630,000」
を
「三ツ矢憲生君を励ます会　16,930,000」
に改め、
同部三ツ矢憲生東京後援会のうち6中
「三ツ矢憲生君を励ます会（平成20年2月25日開催）　1,020,000」
を
「三ツ矢憲生君を励ます会（平成21年1月19日開催）　1,020,000」
に改め、
同部三ツ矢憲生東京後援会のうち6中
「三ツ矢憲生君を励ます会（400人）　16,630,000」
を
「三ツ矢憲生君を励ます会（平成20年2月25日開催）（420人）　16,930,000」
に改め、
同部三ツ矢憲生東京後援会のうち7中
「三ツ矢憲生君を励ます会（平成21年1月19日開催）（31人）　1,320,000」
を
「三ツ矢憲生君を励ます会　1,020,000」
に改め、
同部三ツ矢憲生東京後援会のうち7中
「三ツ矢憲生君を励ます会（平成20年2月25日開催）　1,020,000」
を
「三ツ矢憲生君を励ます会　9,697,218」
に改め、
同部みどりのテーブルのうち1中
「収入総額　9,697,218」を
「収入総額　10,425,720」に、
「本年収入額　8,551,059」を
「本年収入額　9,279,561」に改め、
同部みどりのテーブルのうち3中
「個人の党費・会費　673,000（592人）」
を
「寄附　6,465,557　個人分　1,915,557」
「個人の党費・会費　1,257,000（599人）」
に、
「寄附　6,609,557　個人分　2,059,557」
を
「851,002」に、
「その他の収入　851,504」
「一件十万円未満のもの　652」
を
「一件十万円未満のもの　1,154」
に改め、
同部みどりのテーブルのうち5中
「年間五万円以下のもの　460,220」
を
「年間五万円以下のもの　604,220」
に改める。

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十八日

総務大臣　原口　一博

政党政治団体の名称	異動事項	旧	新
民主党	代表者の氏名	菅　直人	鳩山由紀夫
	届出年月日	二二、六、四	二二、六、二八

○総務省告示第二百四十五号

会（平成21年1月19日開催）（31人）
同部三ツ矢憲生東京後援会のうち7中
「三ツ矢憲生君を励ます会　」
を
「三ツ矢憲生君を励ます会（平成20年2月25日開催）　」
に改め、
同部みどりのテーブルのうち1中
「収入総額　9,697,218」を
「収入総額　10,425,720」に、
「本年収入額　8,551,059」を
「本年収入額　9,279,561」に改め、
同部みどりのテーブルのうち3中
「個人の党費・会費　673,000（592人）」
を
「寄附　6,465,557　個人分　1,915,557」
「個人の党費・会費　1,257,000（599人）」
に、
「寄附　6,609,557　個人分　2,059,557」
を
「その他の収入　851,002」
「一件十万円未満のもの　851,504」に、
「一件十万円未満のもの　652」
を
「一件十万円未満のもの　1,154」
に改め、
同部みどりのテーブルのうち5中
「年間五万円以下のもの　460,220」
を
「年間五万円以下のもの　604,220」
に改める。

○法務省告示第三百三十八号

北海道雨竜郡沼田町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年六月二十八日

法務大臣　千葉　景子

北海道雨竜郡沼田町字沼田八十四番地

三上　信彦
同町本通三丁目百三十三番地
北條　義夫
同町字恵比島二百六十五番地
宇野賢次郎
同町本通六丁目七十七番地
木村　次信
同町字沼田八十四番地
鉈峰　トメ
同町南一条二丁目四十四番地
田邊　省吾
同町字浅野八十一番地
真野　博
同町字昭和官有地
佐藤　弁吉
同町字真布七十三番地
浦　外次郎
同町字高穂二百六十七番地
土居外次郎
同町字共成七十三番地
畑地　寛
同町字浅野三百四十一番地
前田　信夫
同町字浅野三百四十八番地
成澤已代治
同町字浅野二百八十番地
阿部　卯吉
同町字本通四十六番地
近藤　喜一

○外務省告示第三百十四号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（昭和五十八年条約第三号）の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅲの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成十四年一月一日に効力を生じた。

（平成十三年六月二十九日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十二年六月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

附属書Ⅲの付録中、「海産食物の腐敗をもたらすおそれのあるもの（A欄（注1）の有害度が「T」の条項を削る。

○外務省告示第三百十五号

ドミニカ共和国政府は、昭和六十一年九月二十六日にウィーンで作成された「原子力事故の早期通報に関する条約」の加入書を平成二十二年四月二十九日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年五月二十九日にドミニカ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年六月八日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十二年六月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百十六号

平成二十二年二月十一日にカイロで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十二年六月十三日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億七千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　石川薫在エジプト大使
エジプト側　ファイザ・アブルナガ国際協力大臣

平成二十二年六月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百十七号

ガボン共和国政府は、平成九年九月五日にウィーンで採択された「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の加入書を平成二十二年四月二十九日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年七月二十八日にガボン共和国について効力を生ずる。

（平成二十二年六月八日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成二十二年六月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百十八号

平成二十二年六月十七日にカンパラで、中央ウガンダ地域医療施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中央ウガンダ地域医療施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十七億四千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　加藤圭一在ウガンダ大使
ウガンダ側　サイダ・ブンバ財務・計画・経済開発大臣

平成二十二年六月二十八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人